

## 調査の概要

### 調査目的

高齢化社会を迎え、市町村における高齢者の在宅ケアシステムの確立が急がれる。ニーズに合ったシステムを作り上げていくためには、保健婦が確保され、十分な役割を果たすことが重要となる。

そこで、各市町村の訪問指導等在宅ケアサービスの実施状況、保健婦等看護マンパワーの設置状況、及び保健婦がとっている役割についてその実態を把握し、在宅ケアシステムを検討する際の基礎資料とする。

### 調査対象と回収状況

全国の全市町村3,238と特別区23の計3,261の自治体を調査対象とし、2,986市町村（特別区含む）から回答を得た。回収率91.6%。県別の回収状況は、下記のとおりである。

### 調査方法と調査時期

1991年10月、本会地区別支部長会・保健婦職能委員長会にて調査協力を依頼し、本部より支部に調査票を一括送付。各県支部保健婦職能委員長を通じ、各都道府県内の全市町村に調査票を配布し、調査協力を依頼した。

各県支部で調査票を回収点検し、1991年12月末までに本部に一括返送し、本部にても調査票を点検した。

調査票の記入者は、市町村の保健婦の長とした。保健婦長がいない場合は保健婦。市町村保健婦がいない場合、県の駐在保健婦が記入することとした。保健婦がいない場合、老人保健事業担当職員とした。

### 調査の担当

調査票の設計、調査の実施、報告書作成については、本会「市町村における保健婦活動調査準備プロジェクト」\*、及び保健婦職能委員会（本部、支部）、本部訪問看護開発室長（内田恵美子）の助言、協力を得て、本部調査研究室が行なった。報告書の執筆は調査研究室職員（菊池令子）が担当した。

\*大山 敏子（埼玉県越生町保健センター）

斎藤真理子（栃木県鹿沼市保健センター・本会保健婦職能委員）

谷口 啓子（東京都東村山保健所東大和相談所・本会保健婦職能委員）

杉澤 素子（神奈川県衛生部健康普及課）

三村 芳子（千葉市保健所・本会保健婦職能委員）

## ●都道府県別回収状況

				市 町 村 数	回 収 数	回 収 率
全	国	計		3261	2986	91.6%
1	北 海 道			212	155	73.1
2	青 森			67	66	98.5
3	岩 手			60	60	100.0
4	宮 城			71	41	57.7
5	秋 田			69	69	100.0
6	山 形			44	44	100.0
7	福 島			90	90	100.0
8	茨 城			88	79	89.8
9	栃 木			49	41	83.7
10	群 馬			70	67	95.7
11	埼 玉			92	73	79.3
12	千 葉			80	79	98.8
13	東 京			64	35	54.7
14	神 奈 川			37	27	73.0
15	新 潟			112	112	100.0
16	富 山			35	33	94.3
17	石 川			41	41	100.0
18	福 井			35	35	100.0
19	山 梨			64	64	100.0
20	長 野			121	118	97.5
21	岐 阜			99	99	100.0
22	静 岡			74	74	100.0
23	愛 知			88	88	100.0
24	三 重			69	69	100.0
25	滋 賀			50	50	100.0
26	京 都			44	41	93.2
27	大 阪			44	42	95.5
28	兵 庫			91	91	100.0
29	奈 良			47	41	87.2
30	和 歌 山			50	50	100.0
31	鳥 取			39	22	56.4
32	島 根			59	59	100.0
33	岡 山			78	72	92.3
34	広 島			86	86	100.0
35	山 口			56	56	100.0
36	徳 島			50	39	78.0
37	香 川			43	41	95.3
38	愛 媛			70	70	100.0
39	高 知			53	53	100.0
40	福 岡			97	71	73.2
41	佐 賀			49	45	91.8
42	長 崎			79	77	97.5
43	熊 本			94	94	100.0
44	大 分			58	57	98.3
45	宮 崎			44	37	84.1
46	鹿 児 島			96	80	83.3
47	沖 縄			53	53	100.0
(再掲)政令市・特別区				55	45	81.8



\*まず、保健婦等の看護マンパワーの配置状況をお尋ねします。

\*この欄には記入しないで下さい。

問1 貴市区町村の正規職員である保健婦数を部署別にすべてご記入ください。  
 その中で、係長以上に相当する管理職の保健婦数を各部署別に再掲してください。

注1 部署名は貴市区町村における名称で記入し、それぞれ該当する部署の種類に○をつけてください。保健婦が出向している場合は、出向先を書いてご記入ください。市区町村立の病院や施設などの保健婦数もご記入ください。

保 健 婦 配 置 部 署  部 署 (注1) 名	部 署 の 種 類				保 健 婦 数 (正規職員)	管理職である保健婦数 (再掲)			
	1	2	3	4		部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長
	保 健 衛 生 担 当 部 署	福 祉 担 当 部 署	保 健 衛 生 と 福 祉 両 方 の 担 当 部 署	そ の 他		相 当 職	相 当 職	相 当 職	相 当 職
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人
	1	2	3	4	人	人	人	人	人

58    60

63

66

69

72

80

1       2 6

10

14

18

22

26

30

34

38

42

46

問2 貴市区町村の正規職員である保健婦の中で、地区を受け持っている保健婦は何人ですか。

人

49

1991年市町村における保健婦活動調査

問3 地区を受け持っている保健婦の年間家庭訪問件数は、保健婦一人平均何件ですか。  
 (「平成2年度市町村保健婦活動実績報告書」に計上した訪問延件数を、管理職を除いた稼働保健婦数で割って計算してください。)

年間平均訪問件数

\*この欄には記入しないで下さい。

50  52

問4 貴市区町村では、昭和57年以降、正規職員である保健婦を増員しましたか。

- 1 増員した。  → その理由をご記入ください。  
 2 増員したかったが増えなかった。   
 3 増員しなかった。

53  54

→ 何人増えましたか。  人 (昭和57年から平成3年にかけて)

57

→ 他の職員が減らされて困った経験がありますか。

- 1 事務職員が少なくなって、保健婦の事務業務が増えた。  
 2 パート職員が減って、保健婦業務以外の仕事が増えた。  
 3 その他 (具体的に )  
 4 そのような経験はない。

61

問5 貴市区町村長としては保健婦増員の方針を打ち出しても、他からの意見でストップがかかったことがありますか。昭和57年以降のことでお答えください。

- 1 増員にストップがかかったことがある。  
 2 増員にストップがかかったことはない。  
 3 増員の方針はなかった。

62  63

→ 具体的にご記入ください。

問6 貴市区町村では、行政計画の中に保健婦増員の具体的な計画がありますか。

- 1 確保すべき保健婦数の目標値が盛り込まれている。  
 2 増員をうたってはいるが、具体的な数は明示されていない。  
 3 増員予定はない。

64  65

→ 具体的に保健婦を募集した場合、応募者の見通しはいかがですか。

- 1 容易に必要な数の応募者が集まるであろう。  
 2 なんとか必要な数の応募者が集まるであろう。  
 3 応募者は少ないだろう。  
 4 応募者はいないだろう。

問7 貴市区町村の福祉部署や福祉関係団体等への保健婦配置はどのようになっていますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 公衆衛生看護のキャリアを積んだ保健婦が移動で配置された。
  - 2 新卒保健婦が配置された。
  - 3 福祉部署や福祉関係団体等への保健婦配置の動きがある。
  - 4 福祉部署や福祉関係団体等への保健婦配置の予定は今のところない。
- 福祉部門への配置については、どのような配慮がなされていますか。
- 福祉部門に配置された保健婦はどのような困難な問題をかかえていますか。

\*この欄には記入しないで下さい。

66       69

70

71

74

77

80

問8 貴市区町村の保健衛生事業および在宅福祉事業にかかわる職種の人数を雇用形態別にご記入ください。(医療機関、保育園、幼稚園等は除く)

	正規職員数	正規でない 常勤(注1)	非常勤(注2)	その他( )
保健婦	人	人	人	人( )
訪問指導・看護に従事する看護婦	人	人	人	人( )
その他の看護婦	人	人	人	人( )
准看護婦	人	人	人	人( )
栄養士	人	人	人	人( )
理学療法士	人	人	人	人( )
作業療法士	人	人	人	人( )
介護福祉士	人	人	人	人( )
ケースワーカー・ソーシャルワーカー	人	人	人	人( )
医師	人			
歯科医師	人			
歯科衛生士	人			
精神保健相談員(注3)	人			
老人家庭奉仕員(注4)	人	運営委託分(再掲)		人

1           3 6

9     12

17   19

22     25

30   32

34     36

41   43

45     47

52   54

56     58

62   64

66     68

72   74

80

1         4 6

8   10

14   16

18   20

24   26

28   30

33   35

37   39

41   43

47

51

注1 育休代替保健婦を含む。  
 注2 「非常勤」には、非常勤嘱託、臨時雇い上げなどフルタイムではない人々を含む。平成2年度の延べ人数の実績でご記入ください。  
 注3 精神保健相談員は、保健衛生事業に関係なく人数をご記入ください。  
 注4 老人家庭奉仕員は正規職員に限らない。平成2年度「社会福祉行政報告」に計上した人数。

1991年市町村における保健婦活動調査

\*老人保健法に基づく訪問指導事業に関連してお尋ねします。

\*この欄には記入しないで下さい。

問9 平成2年度の訪問指導の実人員、延人員をご記入ください。  
 (「老人保健事業報告」に提出の報告表71より作成可)

		被 訪 問 指 導 人 員	
		実 人 員	延 人 員
寝たきりの者	64歳以下		
	65歳以上		
要指導者	64歳以下		
	65歳以上		
計			

52     55

59

64

69

74

80

1     5 6

11

16

21

27

32

37

42

46

50

問10 訪問指導に従事する看護職員延数を職種別・雇用形態別にご記入ください。  
 (平成2年度実績。「老人保健事業報告」に提出の報告表72より作成可)

平成2年度実績	保 健 婦	看 護 婦	そ の 他	計
常 勤				
非 常 勤				
計				

51

問11 寝たきり者の訪問指導・看護事業を担当する部署はどこですか。

- 1 保健衛生担当部署
- 2 福祉担当部署
- 3 保健衛生と福祉の両方を担当する部署
- 4 その他 ( )

問12 訪問指導・看護の専任部署がありますか。

- 1 専門部署あり      2 専任部署設置の動きがある      3 専任部署はない

→いつから専任部署が設置されましたか。  1 9  年 から

→専任部署の職員数を実人員で職種別、雇用形態別にご記入ください。

	正 規 職 員	正 規 で な い 常 勤	非 常 勤	そ の 他
保 健 婦				
看 護 婦				
准 看 護 婦				
事 務 職				
その他 ( )				

52

54

56     58     60     61

63     65     67     68

70     72     74     75

80

1     6 6

10

14

→10月現在、専任部署の看護職員は、1人平均何人の訪問指導・看護対象者を受け持っていますか。

(非常勤看護職員は常勤換算し、対象者は実人員で計算してください。また、部署の責任者は含めないで計算してください。)

常勤換算した看護職員1人あたり受け持ち人数  人

17

問13 貴市区町村では平成2年度、訪問指導・看護事業の委託をしましたか。

\*この欄には記入しないで下さい。

1 している                      2 していない

→ 委託契約を結んだところはどこですか。

1 保健所  
 2 当該市区町村立病院・診療所  
 3 その他の病院・診療所  
 4 当該市区町村立老人ホーム  
 5 その他の老人ホーム  
 6 看護団体 (                      )  
 7 社会福祉協議会  
 8 医師会  
 9 第3セクター (                      )  
 10 その他 (                      )

→ 委託先での被訪問指導人員の実績(平成2年度)をご記入ください。

実人員  人                      延人員  人

→ 委託した理由

→ 委託上の問題点および委託する上で配慮していることは何ですか。

18

28

32  
 37

38

39

問14 臨床看護の経験のない保健婦(正規職員)で、臨床看護の研修を受けた人がいますか。

1 全員受けた  
 2 受けた人とそうでない人がいる。  
 3 だれも受けていない。  
 4 保健婦全員が臨床看護の経験がある。

→ 研修を受けた人は何人ですか。  人

→ どこで、どのような方法で何日位の研修を受けましたか。

40

43

44

1991年市町村における保健婦活動調査

問15 訪問指導・看護に従事する看護婦は、そのための研修を受けましたか。

- 1 全員受けた
- 2 受けた人とそうでない人がいる。
- 3 だれも受けていない。
- 4 訪問指導・看護に従事する看護婦はいない。

→ 研修日数別に研修を受けた看護婦数および研修の主催者、実施機関をご記入ください。

研修日数	研修を受けた看護婦数	研修の主催者、実施機関
3日以内	人	
4日～6日	人	
7日～13日	人	
14日～19日	人	
20日以上	人	
計	人	

\*この欄には記入しないで下さい。

45

48

51

54

57

60

63

68

問16 訪問指導・看護対象者の主治医へは、原則としてどのように連絡をとっていますか。

- 1 必要に応じて連絡を取る。
- 2 訪問開始時に必ず連絡を取り、あとは必要に応じて連絡を取る。
- 3 一定期間ごとに連絡を取る。
- 4 訪問のつど連絡をとる。

69

問17 貴市区町村の訪問指導・看護事業において次の各業務は看護職が行うことになっていますか。それぞれについて主治医のいる場合でお答えください。

[浣腸]

- 1 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、必要があれば行う。
- 2 医師の指示・依頼がある限りにおいて、行う。
- 3 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、原則としてしない。
- 4 一切してはならないことになっている。

70

[ハサミを使つての褥瘡処置]

- 1 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、必要があれば行う。
- 2 医師の指示・依頼がある限りにおいて、行う。
- 3 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、原則としてしない。
- 4 一切してはならないことになっている。

71

[吸引]

- 1 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、必要があれば行う。
- 2 医師の指示・依頼がある限りにおいて、行う。
- 3 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、原則としてしない。
- 4 一切してはならないことになっている。

72

[血糖測定]

- 1 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、必要があれば行う。
- 2 医師の指示・依頼がある限りにおいて、行う。
- 3 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、原則としてしない。
- 4 一切してはならないことになっている。

73

[人工肛門管理]

- 1 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、必要があれば行う。
- 2 医師の指示・依頼がある限りにおいて、行う。
- 3 医師の指示・依頼の有無にかかわらず、原則としてしない。
- 4 一切してはならないことになっている。

74

80



1991年市町村における保健婦活動調査

\*保健福祉サービスについてお聞きます。

\*この欄には記入しないで下さい。

問21 高齢者に対する下記のサービス等の実績(平成2年度の市区町村事業)、および委託状況をご記入ください。

	サ ー ビ ス の 実 績	委 託 状 況 (該当する番号すべてに○)						
		1	2	3	4	5	6	7
重点健康教育 (寝たきり予防) <sup>(注1)</sup>	参加延人員	1	2	3	4	5	6	7
重点健康相談(老人) <sup>(注2)</sup>	被指導延人員	1	2	3	4	5	6	7
機能訓練 <sup>(注3)</sup>	被指導延人員	1	2	3	4	5	6	7
デイサービスセンター (A型)	箇所	1	2	3	4	5	6	7
デイサービスセンター (B型)	箇所	1	2	3	4	5	6	7
デイサービスセンター (C型)	箇所	1	2	3	4	5	6	7
在宅介護支援センター	箇所	1	2	3	4	5	6	7
ショートステイベッド数	床 対象人数(老人)	1	2	3	4	5	6	7

20         24

29

34

37

40

43

45

48         52

59

66

73

80

1         8        6

13

20

27

34

- 注1 「老人保健事業報告」の報告表02より作成可  
 注2 「老人保健事業報告」の報告表03より作成可  
 注3 「老人保健事業報告」の報告表06より作成可

問22 貴市区町村では、住民が在宅ケアについて総合的に相談できる窓口(保健・福祉が一本化されている)がありますか。

1 ある  
 2 ない

→ 窓口のコーディネーターは誰ですか。

1 保健婦 2 看護婦 3 ケースワーカー・ソーシャルワーカー  
 4 介護福祉士 5 社会福祉士 6 事務職員

→ 窓口の名称をご記入ください。

( )

35

42

43

問23 基本健康診査、一般健康診査で要指導・要医療と判定された人々に対して、保健婦による事後指導(健康教育、健康相談、訪問指導のいずれかの方法による)は、おおよそどの位の人に行われていますか。委託による健康診査の場合も含めて、平成2年度についてお答えください。

- 1 ほとんどの人に事後指導している。  
 2 半分位の人に事後指導している。  
 3 一部の人のみ事後指導している。  
 4 事後指導にほとんど手がつけられていない。

44

\*保健婦の役割に関連してお聞きします。

\*この欄には記入しないで下さい。

問24 貴市区町村の保健婦が在宅ケアに関連してとっている役割すべてに○をつけてください。

- 1 地域で潜在的に保健・医療・福祉ニーズのある人を早期に把握する。
- 2 家庭訪問し、健康問題に関連して困っていることの相談にのり、生活と環境をみて判断し、どこから手をつければよいか一緒に考え、助言する。
- 3 必要なケースについては、直接的な看護行為を行う。
- 4 座位訓練などリハビリを行うと共に褥瘡や骨折などの予防のポイントを伝える。
- 5 病状悪化の早期発見のポイントを伝える。
- 6 医療の必要性を判断し、本人・家族に伝えたり、医師に直接連絡をとる。
- 7 在宅療養者の身体状況に合わせた住宅環境の改善に関する相談にのり、助言する。
- 8 家族の健康について相談にのり、助言する。
- 9 健康問題をかかえる家族の人間関係がスムーズにいくように働きかける。
- 10 機能訓練などの保健サービスを紹介し、利用に結びつける。
- 11 ホームヘルプ、日常生活用具給付事業等の福祉サービスを紹介し、利用に結びつける。
- 12 在宅ケアに関する電話相談・面接相談を受ける。
- 13 患者会、家族会など健康問題を共有している住民グループの発足を呼び掛け、会運営を援助する。
- 14 成人病など健康問題の予防を、健康教育、健康相談を通じて行う。
- 15 住民対象の講習会などを開催する中でボランティアを育成する。
- 16 住民が自分たちの健康問題に対し自主的に活動していけるように地区組織を育成する。
- 17 ホームヘルパー、福祉職員、訪問看護婦からの相談にのり、助言する。
- 18 民生委員会など地域の既存の組織の会合に出席し、情報交換をする。
- 19 地域の医療機関や施設との連絡会議を設定する。
- 20 「高齢者サービス調整チーム」に参加し、保健・医療・福祉の連携を促進する。
- 21 地域の健康問題を把握し、住民のニーズに合ったサービスを行政計画に反映する。
- 22 その他 ( )

	45
	54
	64
	66

問25 貴市区町村の実務担当者レベルの「高齢者サービス調整チーム」の会議は平成2年度に何回開催されましたか。

回

68

問26 昭和58年の老人保健法施行以降、貴市区町村での保健婦業務は、総体的にどのように変化しましたか。

- 1 どちらかという充実してきた。
  - 2 どちらかという問題が大きくなった。
  - 3 ほとんど変化していない。
- もっとも大きな変化をご記入ください。

70

73

76

80



**問29** 貴市区町村の在宅ケアを推進する上で、保健、医療、福祉等について日頃問題だと感じていることがございましたら、ご記入ください。

**問30** 日本看護協会が今年9月に作成したパンフレット「日本でも在宅ケアは成功するか」の内容、活用方法などについて感想、ご意見をご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。